

平成30年度決算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
その他の社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%へと引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 4,489 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 158,596 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税 交 付 金 〔 社 会 保 障 〕 〔 財 源 化 分 〕	そ の 他	
社会福祉	障害者福祉事業	17,063	10,437	0	0	263	6,363
	高齢者福祉事業	20,947	141	0	2,742	717	17,347
	児童福祉事業	20,166	8,152	0	2,037	396	9,581
	小計	58,176	18,730	0	4,779	1,376	33,291
社会保険	国民健康保険事業	19,750	4,146	0	0	619	14,985
	後期高齢者医療事業	27,216	3,929	0	0	924	22,363
	介護保険事業	23,992	423	0	0	935	22,634
	小計	70,958	8,498	0	0	2,478	59,982
保健衛生	保健事業	26,651	0	3,300	8,842	575	13,934
	予防事業	1,050	0	0	0	42	1,008
	健康増進事業	1,761	391	0	905	18	447
	小計	29,462	391	3,300	9,747	635	15,389
合計	158,596	27,619	3,300	14,526	4,489	108,662	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。